

# 資料 3

平成25年1月18日  
総務部経理用地課

## 指名停止措置等について

平成24年11月7日から平成25年1月11日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

### 1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為	1	1
3 契約履行成績不良等		
4 契約履行上の事故		
5 契約違反		
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為		
9 その他不正な行為	1	3
計	2	4

2 指名停止一覧(平成24年11月7日～平成25年1月11日)

No.	商号または名称	指名停止期間	指名停止理由	区分	種別
1	三菱電機株式会社	平成24年12月25日から 平成25年6月24日まで (6か月)	国内の自動車メーカーが発注する自動車用部品の見積合わせにおいて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反し、契約の相手方とし不適切であると認められるため。	区外	工事物品
2	丸都運輸株式会社	平成25年1月8日から 平成25年4月7日まで (3か月)	し尿収集運搬業務の履行に際し、搬入量と作業回数の偽装を行い、社会的な信用を著しく失墜したと認められるため。	区外	物品
3	株式会社東海運輸	平成25年1月8日から 平成25年4月7日まで (3か月)	し尿収集運搬業務の履行に際し、搬入量と作業回数の偽装を行い、社会的な信用を著しく失墜したと認められるため。	区外	物品
4	第三東海株式会社	平成25年1月8日から 平成25年4月7日まで (3か月)	し尿収集運搬業務の履行に際し、搬入量と作業回数の偽装を行い、社会的な信用を著しく失墜したと認められるため。	区外	物品